

福岡県公報

令和 5 年 5 月 9 日
第 395 号

目 次

告 示 (第302号 - 第304号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
 - 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局総務課) 2
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- ### 公 告
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 2
 - 一般競争入札の実施 (警察本部施設課) 4
 - 令和 5 年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬 務 課) 6
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 8
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 8
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)10
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)10
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)10
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)10

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)11
- 土地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第 1 項) (都市計画課)11
- 一般競争入札の実施 (建築都市総務課)12
- 一般競争入札の実施 (建築都市総務課)18
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課)24
- 市の換地処分 (農村森林整備課)25

再 掲

- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課)25

告 示

福岡県告示第302号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 5 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	113	糸島市浦志二丁目 3 番 1 号 福岡県糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 松崎 治磨	糸島市浦志二丁目 3 番 1 号 福岡県糸島保健福祉事務所内	令和 4 年 6 月 13 日
旧事項	113	糸島市浦志二丁目 3 番 1 号 福岡県糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 松山 一秀	糸島市浦志二丁目 3 番 1 号 福岡県糸島保健福祉事務所内	

福岡県告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 諏訪原 功一郎

(2) 住所 福岡市東区香椎照葉二丁目3番77号

2 契約の期間の始期

令和5年4月14日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第304号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字鳥井畑688の1、689、690

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字鳥井畑688の1・689・690（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

交通管制システム上位装置設備賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 5 年 5 月 26 日 (金曜日) までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

交通管制システム上位装置設備賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 4 年 4 月 12 日福岡県告示第 371 号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 5 年 6 月 16 日 (金曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成 14 年 2 月 22 日 13 管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者

なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込受付の期限日から契約締結の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課契約係

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-641-4141 内線2284

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年5月9日(火曜日)から令和5年6月14日(水曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年6月16日(金曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和5年6月19日(月曜日)午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で行い、それ以外の場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of contract matter
A lease contract for a computing unit supervising the traffic control system
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. June 16, 2023
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
Address : 7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel : 092 - 641 - 4141 (Ext. 2284)

公告

令和5年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和5年8月1日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市博多区博多駅南4-2-10 南近代ビル

備考 台風等の自然災害の影響により試験が実施できない場合は、予備日を令和5年8月15日（火曜日）10時00分から12時00分までとして実施予定。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願1部及び写真台帳（写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。）を写真貼付欄にのりづけすること。）1部並びに試験手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者に対しては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市及び久留米市の保健所並びに

福岡市の各区保健福祉センター。以下同じ。）へ、それ以外の受験者に対しては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 試験手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入（領収証紙納付書に貼付）すること。試験手数料は、申込み受付後は、一切返還しない。

エ 郵便により申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）は、必ず書留郵便とすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和5年6月7日（水曜日）から同月16日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあっては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和5年6月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和5年9月1日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

(1) 身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること（後日、状況を聞き取りの上、可能な対応について検討する。）。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所又は市保健所に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して84円切

手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字豆田字スモ・206番1、206番7の一部、206番9、206番10、207番1、207番5、207番6、207番8の一部、207番9から207番17まで、463番1及び463番2、宇古ヤシキ301番3から301番6まで、301番8、301番10から301番32まで、319番3及び319番8並びに宇深町1101番14の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市横田826番地3
 龍王ガス株式会社
 代表取締役 樺島 典仁

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年4月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 エマックス・クルメ

(2) 所在地 久留米市東町316番地2号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社千鳥屋本家 代表取締役社長 原田 実樹宜 飯塚市本町4番21号 外17者	有限会社一実 代表取締役社長 原田 実樹宜 福岡市中央区鳥飼二丁目3番6号 外19者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同法第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 グッデイ大野城店

(2) 所在地 大野城市御笠川六丁目8番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・ 駐車場等の設置にあたっては、道路管理者や交通管理者等との協議を十分に行うとともに、「指針確認票」による届出事項を遵守すること。
- ・ 駐車場等の設置にあたっては、建設管理課及び交通管理者との協議を十分に行うとともに、「指針確認票」に記載している内容を遵守すること。

(2) 歩行者の通行の利便確保等

- ・ 車両入口の新設にあたっては、建設管理課及び交通管理者との協議を十分に行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

〔防災への協力〕

・災害時における物資の調達及び供給については、令和元年6月に本市と締結した協定に基づき、協力をお願いする。

〔防犯への協力〕

・「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）」及び「福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針」に基づき、防犯対策に関して、生活安全課より次のとおり協力をお願いする。

防犯や青少年の非行防止対策の一助として、駐車場等への適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮していただくようお願いする。

なお、具体的な内容等については、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針を参考としていただきたい。

〈福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針の具体的な内容例〉

① 敷地内の配置

駐車場やごみ置場の見通しの確保 等

② 店舗の配置

出入り口の見通しの確保、防犯性能の高いガラス、見通しに配慮した商品陳列、カラーボールや防犯ブザーの設置、防犯カメラの設置 等

③ 防犯責任者の配置

防犯設備の点検整備、従業員への指導、迷惑行為への対応、管内交番との連携等

(5) 騒音の発生に係る事項

・意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

・意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・「指針確認票」による届出事項を遵守すること。

(8) 設置者が配慮すべき基本的な事項等

・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）エディオン久留米店

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目98番、112番、113番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

計画地周辺道路を扱う工事は、施工内容を十分に協議の上道路工事施工承認申請書、道路占用許可申請書を提出した後に行ってください。

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項等

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属製廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス城島店

(2) 所在地 久留米市城島町檜津字奥諏訪1431番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めてください。

静穏な地域では、大きな音でなくても生活環境への影響を感じる方がいる場合があります。周辺住民とのコミュニケーションにも留意してください。

(3) 廃棄物に係る事項等

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属製廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ライフガーデン甘木

(2) 所在地 朝倉市一木字合畝町1208番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出があったライフガーデン甘木に関する変更事項について、特段の問題はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン遠賀
- (2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特に意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゲオ飯塚幸袋店・ツルハドラッグ中店
- (2) 所在地 飯塚市中字大久保426番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、(2)大規模小売店舗の名称及び所在地の変更に対し、市から意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 直方貸店舗新築工事
- (2) 所在地 直方市大字下境字548番6

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

古賀市今在家土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和11年3月31日まで

3 施行地区

古賀市今在家字コヲゾミゾ、字用尺、字高柳、字水町、字屋敷田の全部、字苗代町、字大坪、字井手口、字有町、字屋敷、字雨降、字小川原の各一部、古賀市今在家の一部、古賀市古賀字高柳の一部

4 事務所の所在地

古賀市今在家397番地

5 設立認可の年月日

令和5年4月25日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所及び古賀市役所の掲示場に掲示する。

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

福岡武道館新築工事

2 工事場所

福岡市博多区東公園

3 工事概要

建築一式工事（武道館（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上4階地下1階建て、延床面積13,593.60㎡）の新築工事）

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約13,000㎡

鉄筋 約1,900 t

鉄骨 約1,300 t

5 工期

令和5年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年11月28日（金曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が令和5年5月23日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3者以上5者以下の組合せによるJVで施工すること。

なお、出資割合は、下記のとおりであること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

(ア) 構成員が3者の場合 20%以上

(イ) 構成員が4者の場合 15%以上

(ウ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、次のいずれかの工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

(ア) 主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造で、5,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事

(イ) 主たる構造が鉄筋コンクリート造で5,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事、及び、鉄骨鉄筋コンクリート造部分の面積が2,900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事（両方の条件を満たす1つの建築物でも可）

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「

評点」という。)が1,190点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) J Vの他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,300㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が900点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) J Vの他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、600㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日

までにある評点が750点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～20点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和5年5月9日（火曜日）から令和5年6月20日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を 8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を 8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、F A X により申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 5 月 23 日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 5 月 23 日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）午後 1 時 28 分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）午後 1 時 30 分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 25 日（火曜日）午後 5 時 00 分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1 回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟 7 階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を 8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当す

る場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、必要事項を確認できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反した

ものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(10) 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和5年7月26日（水曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年7月27日（木曜日）午後4時30分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

- ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。
- ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。
- コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

- (ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合
令和5年7月26日（水曜日）

- (イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合
令和5年8月下旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和5年5月23日（火曜日）以降になる場合は開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

610円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Construction work of Fukuoka Martial Arts Stadium

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 23 May 2023.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

1 : 28 P. M. on 26 July 2023.

(Must be received by 1 : 30 P. M. on 26 July 2023 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 25 July 2023 if submitted by post) .

(4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

宗像特別支援学校（仮称）新築工事

2 工事場所

宗像市赤間文教町

3 工事概要

建築一式工事（特別支援学校（鉄筋コンクリート造（一部木造）、地上3階建て、延床面積10,707.84㎡）の新築工事）

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約9,900㎡

鉄筋 約1,400 t

鉄骨 約13.0 t

5 工期

令和5年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年1月31日（金曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
- なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
- (4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項
- 本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 入札手続に関すること
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3707
- (2) 工事に関すること
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部営繕設備課学校設計係（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3746
- 9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。
- 10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方

式とし、各構成員が令和5年5月23日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ク 3者組合せによるJVで施工すること。
- なお、出資割合は、20%以上であること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

ケ 福岡県建築都市部が発注する福岡武道館新築工事を落札したJVの構成員でないこと。

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) JVの他の構成員2者のうち1者に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が900点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) JVの他の構成員2者のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が750点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～20点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 6 月 20 日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 場所

8(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を 8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を 8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、F A X により申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 5 月 23 日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については

午後 3 時 00 分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）から令和 5 年 5 月 23 日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）午後 2 時 58 分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 26 日（水曜日）午後 3 時 00 分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和 5 年 7 月 18 日（火曜日）から令和 5 年 7 月 25 日（火曜日）午後 5 時 00 分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1 回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提

出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟 7 階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(10) 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和5年7月26日（水曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年7月27日（木曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合
令和5年7月26日（水曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合
令和5年8月下旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和5年5月23日（火曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

610円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の 3 以上とすること。
- (2) 契約書第35条第 1 項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の 2 以内とすること。また、契約書第35条第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第 2 項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の 3 とすること。
- (4) 契約書第10条第 1 項第 2 号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イの入札参加条件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の 3 第 1 項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提

出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Construction work of Munakata Special Support School (tentative name)

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 23 May 2023.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

2 : 58 P. M. on 26 July 2023.

(Must be received by 3 : 00 P. M. on 26 July 2023 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 25 July 2023 if submitted by post) .

(4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社 K C C

(2) 住所
福岡市博多区店屋町 1 番 35 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
55,572,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和 5 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市山田（奈良ヶ谷川流域地区）	令和 5 年 4 月 20 日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条

例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第279号の2

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和 5 年 4 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

第 1 の 1 の 項(1)ウ中「330円」を「340円」に改め、同項(2)ア(イ)中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改める。

第 1 の 2 の 項(1)ウ中「1,180円」を「1,230円」に改める。

第 1 の 3 の 項(3)アの表夏季の項中「18,700円」を「19,200円」に、「24,000円」を「24,600円」に、「35,600円」を「36,500円」に、「42,500円」を「43,600円」に、「53,900円」を「55,200円」に、「7,800円」を「8,000円」に改め、同表冬季の項中「31,000円」を「31,800円」に、「40,100円」を「41,100円」に、「55,800円」を「57,200円」に、「65,300円」を「66,900円」に、「82,200円」を「84,300円」に、「11,300円」を「11,600円」に改め、同イの表夏季の項中「6,100円」を「6,300円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「18,900円」を「19,400円」に、「2,600円」を「2,700円」に改め、同表冬季の項中「9,900円」を「10,100円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「18,300円」を「18,800円」に、「21,800円」を「22,300円」に、「27,400円」を「28,100円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

第 1 の 6 の 項(2)ア中「655,000円」を「706,000円」に改め、同イ中「318,000円」を「343,000円」に改める。

第 1 の 8 の 項(3)イ中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改める。

第 1 の 9 の 項(3)中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改める。

第 1 の 11 の 項(4)イ中「5,400円」を「5,500円」に改める。

第 1 の 12 の 項(2)中「138,300円」を「138,700円」に改める。

第 2 の 1 の 項(1)ア中「22,500円」を「22,700円」に改め、同イ中「17,100円」を「

16,900円」に改め、同ウ中「15,100円」を「14,800円」に改め、同オ中「15,900円」を「15,700円」に改め、同キ中「24,000円」を「24,200円」に改め、同ク中「23,000円」を「24,400円」に改める。